# 令和７年度
# 地域密着型サービス事業者
# 集団指導

幸手市　健康福祉部　介護福祉課事業所管理担当

# 集団指導の目的

介護報酬改定や基準、検査のポイントを説明します。

- 制度の理解を深めていただきます
- 介護報酬請求に係る過誤・不正を未然に防げるよう期待します

# メニュー

- 1. 令和６年度介護報酬改定のポイント
- 2. 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- 3. その他の留意事項

# 1. 令和６年度介護報酬改定のポイント

- 1. 令和６年度介護報酬改定のポイント
- 2. 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- 3. その他の留意事項

# 1. 令和６年度介護報酬改定のポイント

- ① 感染症及び災害に係る業務継続計画（ＢＣＰ）
  ＢＣＰ未策定減算の適用
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- ③ 高齢者虐待の防止
  高齢者虐待の防止に関する措置について、減算の適用
- ④ 身体的拘束等の適正化の推進
  対象サービスの拡大、一部サービスにおける減算の適用
- ⑤ 生産性向上に資する取組
- ⑥ ウェブサイトに重要事項を掲載
  書面掲示規制の見直し
- ⑦ 口腔衛生管理の強化
- ⑧ 認知症介護基礎研修の義務付け
- ⑨ 協力医療機関との連携体制の構築
  協力医療機関連携加算の新設
- ⑩ 介護職員等処遇改善加算
- ⑪ 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

# ①　感染症及び災害に係る業務継続計画(ＢＣＰ)

感染症や非常災害の発生時に、
利用者への**継続的なサービス提供**を行い、
非常体制で**早期の業務再開**を図るため、以下の措置を講じる必要があります。
業務継続計画が未策定の場合、**業務継続計画未策定減算**が適用されます。

- - 感染症や災害に係る業務継続計画の策定
- - 研修の定期的な実施
- - 訓練（シミュレーション）の定期的な実施
- - 業務継続計画の定期的な見直し、計画の変更

# 感染症や災害に係る業務継続計画(ＢＣＰ)の策定

- ＢＣＰの策定内容

厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」より

| | 感染症 | 災害 |
|---|---|---|
| 平常時 | **平時からの備え**<br>体制構築・整備<br>感染症防止に向けた取組の実施<br>防護具、消毒液等備蓄品の確保等 | **平常時の対応**<br>建物・設備の安全対策<br>ライフラインが停止した場合の対策<br>必要品の備蓄等 |
| 発生時 | **初動対応**<br>第一報<br>感染疑い者への対応<br>消毒・清掃等の実施等 | **緊急時の対応**<br>ＢＣＰ発動基準<br>安否確認<br>職員の参集基準<br>避難方法<br>重要業務の継続<br>復旧対応等 |
| 協力体制 | **感染拡大防止体制の確立**<br>保健所との連携<br>濃厚接触者への対応<br>関係者との情報共有等 | **他施設及び地域との連携**<br>連携体制の構築<br>連携方法等 |

**※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画、非常災害に関する具体的計画は、一体的な策定が可能です。**

# ＢＣＰ研修・訓練の定期的な実施

ＢＣＰ研修・訓練を実施したら、実施日等実施内容、

全ての従業者が参加または確認した**記録**を整備し、保存してください。

- **研修の定期的な実施**
  入所系サービス：年２回以上
  在宅系サービス：年１回以上
  新規採用時に実施

- **訓練（シミュレーション）の定期的な実施**
  入所系サービス：年２回以上
  在宅系サービス：年１回以上

- **一体的な実施**
  感染症ＢＣＰ研修・訓練と、感染症予防・まん延防止研修・訓練
  災害ＢＣＰ訓練と、非常災害対策訓練

# ②　感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生し、

又はまん延しないよう、以下の措置を講じる必要があります。

- - 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- - 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
  平常時の対策・発生時の対応を規定
- - 指針に基づいた研修、訓練（シミュレーション）の実施

# 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催したら、

開催日等開催内容、介護従業者に周知徹底した**記録**を整備し、保存してください。

- **- 幅広い職種により構成**
- **- 感染対策担当者を決める**
  看護師が望ましい
- **- 委員会の定期的な開催**
  地域密着型介護老人福祉施設　　：３月に１回以上
  地域密着型介護老人福祉施設以外：６月に１回以上

# 感染症の予防及びまん延の防止のための　研修・訓練

感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を実施したら、実施日等実施内容、

全ての従業者が参加または確認した**記録**を整備し、保存してください。

- **- 研修の定期的な実施**
  入所系サービス：年２回以上
  在宅系サービス：年１回以上
  新規採用時に実施

- **- 訓練（シミュレーション）の定期的な実施**
  入所系サービス：年２回以上
  在宅系サービス：年１回以上

# ③　高齢者虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる必要があります。

以下の措置を講じていない場合、**高齢者虐待防止措置未実施減算**が適用されます。

- - 虐待の防止のための指針の整備
- - 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- - 指針に基づいた研修の定期的な実施
- - 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

# 虐待の防止のための指針の整備

虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。

- 事業所における虐待の防止に関する
  基本的考え方
- その他事業所内の組織に関する事項
  虐待防止検討委員会
- 虐待の防止のための
  職員研修に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の
  対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の
  相談・報告体制に関する事項
- 利用支援に関する事項
  成年後見制度
- 虐待等に係る
  苦情解決方法に関する事項
- 利用者等に対する
  当該指針の閲覧に関する事項
- 虐待の防止の推進のために必要な事項
  その他

# 虐待の防止のための委員会・研修

虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催・虐待の防止のための研修を実施したら、
実施日等実施内容、全ての介護従業者に周知徹底・参加または確認した
**記録**を整備し、保存してください。

- **- 委員会の定期的な開催**
  管理者を含む幅広い職種で構成
  定期的（指針で定めた回数）に開催

- **- 研修の定期的な実施**
  入所系サービス：年２回以上
  在宅系サービス：年１回以上
  新規採用時に実施

# ④　身体的拘束等の適正化の推進

特養
特定施設
ＧＨ
小多機

生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。
身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を**記録**しなければなりません。
身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければなりません。
**記録**を行っていない、以下の措置を講じていない場合、**身体拘束廃止未実施減算**が適用されます。

- - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催
- - 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- - 指針に基づいた研修の定期的な実施

緊急やむを得ない理由
**切迫性**
**非代替性**
**一時性**

# 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

身体的拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。

- 事業所における身体的拘束等の適正化に関する
  基本的考え方
- その他事業所内の組織に関する事項
  身体的拘束等適正化検討委員会
- 身体的拘束等の適正化のための
  職員研修に関する基本方針
- 事業所内で発生した身体的拘束等の
  報告方法等のための方策に関する基本方針
- 身体的拘束等発生時の
  対応に関する基本方針
- 利用者等に対する
  当該指針の閲覧に関する基本方針
- 身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
  その他

# 身体的拘束等の適正化のための委員会・研修

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、
身体的拘束等の適正化のための研修を実施したら、
実施日等実施内容、全ての介護従業者に周知徹底・参加または確認した
**記録**を整備し、保存してください。

- **委員会の定期的な開催**
  幅広い職種で構成
  身体的拘束等適正化担当者を決める
  ３月に１回以上開催

- **研修の定期的な実施**
  年２回以上実施
  新規採用時に実施

# ⑤　生産性向上に資する取組

特養
特定施設
ＧＨ
小多機

- - 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
  - ３年の経過措置が設けられ、
    令和９年３月３１日までの間は努力義務
    幅広い職種により構成
    定期的な開催

- - 科学的介護推進体制加算　見直し
  - LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「３月に１回」に見直す

- - 生産性向上推進体制加算　新設
  - 介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援
    ３月に１回以上委員会を開催
    見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入
    生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善
    実績を厚生労働省に報告

# ⑥　ウェブサイトに重要事項を掲載

- - 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととなりました。

ウェブサイトとは、、、
★法人のホームページ
★介護サービス情報公表システム

- - 令和７年度から義務付けられています。

# ⑦　口腔衛生管理の強化

事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、運営基準の改正や、加算が新設されています。

- 口腔連携強化加算（定期巡回・随時対応型訪問介護）
- 口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務化（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
  入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書
  （地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
  →ＬＩＦＥ提出項目を踏まえた見直し

# ⑧　認知症介護基礎研修の義務付け

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。

- 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く
- 新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した従業者に関する義務付けについては、
  **採用後１年間**の猶予期間が設けられている
- ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない

！介護従業者の研修の機会を計画的に確保してください。

！新たに採用した従業者への研修の機会を計画的に確保してください。

# ⑨　協力医療機関との連携体制の構築

特養
特定施設
ＧＨ

施設内で対応可能な医療の範囲を越えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地位の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。

- - 要件を満たす協力医療機関を定めるように努める
  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は義務化
  （令和９年３月３１日まで努力義務）
- - 協力医療機関の名称等について、市に提出
  別紙1：協力医療機関に関する届出書
  （幸手市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：介護給付費等算定に係る体制に関する届出書（加算関係）の提出)
- - 協力医療機関連携加算の新設
  入所者等の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催する

（協力医療機関の要件）
① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。
② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している。
③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している。（特養のみ）

# ⑩　介護職員等処遇改善加算

①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算の一本化が行われました。

## ▶ 全ての介護職員に周知

すでに令和７年度の処遇改善計画書は提出されているが、その内容も含めて全ての介護職員に周知してください。

キャリアパス要件Ⅰ：
任用要件・賃金体系の整備の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

- 令和６年度実績報告書の提出期日：令和６年７月３１日

# ⑪　運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

総合事業　通所型サービス

**運動器機能向上加算が廃止され、基本報酬へ包括化されました。**

## ▶ 通所型サービス計画に、機能訓練の所要時間、日程等を記載

運動器機能向上加算の算定においては、運動器機能向上計画の作成、利用者の運動器の機能の定期的な記録、評価等の実施が求められていました。従前求められていた運動器機能向上計画への記載要を全て記載することまでは明記されていませんが、機能訓練の所要時間、日程等について通所型サービス計画に記載する必要があります。

## ▶ 一体的サービス提供加算

選択的サービス複数実施加算から見直されました。運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的としています。

# 2. 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項

- 1. 令和６年度介護報酬改定のポイント
- 2. 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- 3. その他の留意事項

# 2. 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項

- ① 秘密保持等
  従業者の秘密保持誓約、個人情報の利用のための同意書
- ② ハラスメントの防止
- ③ 個別サービス計画書
  居宅介護サービス計画と個別サービス計画書の整合性について
- ④ 運営推進会議、介護・医療連携推進会議
  合同開催について
- ⑤ 事故報告
  従業者に周知徹底
- ⑥ 非常災害対策
  従業者への周知と地域住民との連携

# ①　秘密保持等

- 従業者の秘密保持誓約書、個人情報の利用のための同意書

## 従業者の秘密保持誓約書

従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づける

**退職後**、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる

雇用時に取り決める
違約金についての定めを置くなどの措置
**派遣会社**との契約内容に注意

## 個人情報の利用のための同意書

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得る

あらかじめ文書により同意を得る

利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得る

連名でなくても可
同日に同意を得られない場合は、別日に別の用紙で同意を得てもよい

要介護認定申請の個人情報の提示の同意欄に署名できるのは、原則本人です。
本人が病気、障害等の身体的理由により署名が困難な場合には、家族の代筆でも受理しています。
ケアマネジャーや施設職員が代筆することはできません。

# ② ハラスメントの防止

- 事業者はハラスメントにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。

| | 講ずべき措置 | 講じることが望ましい措置 |
|---|---|---|
| 対象 | ・職場における<br>**・セクシュアルハラスメント**<br>**・パワーハラスメント**<br>・利用者やその家族等から受ける<br>**・セクシュアルハラスメント** | ・利用者やその家族から受ける<br>**・顧客等からの著しい迷惑行為**<br>**＝カスタマーハラスメント** |
| 内容 | ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発<br>従業者へ周知されているか（周知方法の確認）<br><br>②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備<br>相談しやすい窓口を複数用意することで、相談者の負担を軽減 | ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備<br><br>②被害者への配慮のための取組<br>メンタルヘルス不調への相談対応<br>行為者に対して１人で対応させない<br><br>③被害防止のための取組<br>マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組 |

# ③　個別サービス計画

定期巡回
地密通所
認知症通所

個別サービス計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければなりません。

また、必要に応じて個別サービス計画を変更する必要があります。

- **必ず居宅サービス計画の内容を確認する**
  「ケアマネジャーが居宅サービス計画書を提供してくれない」は理由になりません。居宅サービス計画に位置付けられていないサービスは請求できません。ケアマネジャーに照会を依頼した日時や、内容を記録しておくと良いです。

- **居宅介護支援事業者に、居宅サービス計画を変更する必要があればその旨の説明、その他必要な援助を行う**
  入浴介助について、個別サービス計画には記載されているが、居宅サービス計画には記載されていない事例がありました。サービス事業者から、居宅介護支援事業者に個別サービス計画を提供し、適宜報告を行う等、適切な連携を図る必要があります。

- **個別サービス計画の内容については、サービス利用開始より前に利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る**
  電子署名や、同意を確認した電子メールの保管なども有効な手段です。

# ④　運営推進会議

提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置します。

## ▶ 開催頻度

### ２月に１回以上開催

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護

### ６月に１回以上開催

- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護・医療連携推進会議）

## ▶ 条件を満たせば、複数の事業所で合同開催できます。

- 個人情報・ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰを保護すること
- 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること
- １年度の開催回数の半数を超えないこと
- 外部評価を行う会議は単独開催で行うこと

# ⑤　事故報告

- 事故が発生したら

**事故発生**
➤利用者家族に連絡し、必要な措置を講じてください。

**速報**
➤市に提出する速報は５日以内に原則メールで報告してください。

➤所在する市町村、指定権者、保険者に提出してください。

**分析・周知**
➤事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じてください。

➤事実の報告、改善策を従業者に周知徹底してください。

➤すでに特養等では委員会、研修等が義務化されています。

**最終報告**
➤市に最終報告を提出してください。

➤必要があれば都度経過報告も提出してください。

➤事故報告書の書式は幸手市ホームページに掲載しています。統計をとっているのでエクセルで提出してください
https://www.city.satte.lg.jp/soshiki/kaigofukushi/1/kaigozigyou/8765.html

# ⑥　非常災害対策

## 消防法

- 消防計画　➤　消防署長へ届出
- 消防訓練（年2回以上）（※入所施設はうち１回夜間想定）
  ➤消防署長へ届出
  - 消防訓練実施計画届出書
  - 消防訓練実施結果報告書
- 防火管理者の選定と消防署へ届出（防火管理者講習修了者）
- 防災物品の使用（カーテン・じゅうたん等）

## 水防法

- 避難確保計画（※幸手市地域防災計画にて要配慮者利用施設に該当）　➤幸手市くらし防災課へ届出
- 避難訓練（年１回以上）　➤幸手市くらし防災課へ報告
  - 訓練実施結果報告書

非常災害に関する具体的計画を従業員に周知しておくことが大切です。
訓練には、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

# ３．その他の留意事項

- 1. 令和６年度介護報酬改定のポイント
- 2. 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- 3. その他の留意事項

# ３．その他の留意事項

- ①　「電子申請・届出システム」
  令和８年３月３１日までにご準備ください
- ②　自己点検シート
  毎年度１回は事業所内で点検してください
- ③　公募
  定期巡回・随時対応型訪問介護と看護小規模多機能型居宅介護
- ④　「ケアプランデータ連携システム」
  令和７年６月１日よりフリーパスが始まります

# ①「電子申請・届出システム」

幸手市では令和７年１月より、「電子申請届出システム」の運用を開始し、指定申請等の各種届出を受付しております。
令和８年３月３１日までに幸手市所管の全ての事業所に、当システムの利用をお願いする予定です。
当システムの利用にはＧビズＩＤ等の準備が必要なので、ご注意ください。

## 利用できる申請・届出の種類

- 新規指定申請
- 更新申請
- 変更届出
- 加算に関する届出（処遇改善加算等）
- その他（廃止・休止・再開届出等）

## 文書標準化について

- 令和６年４月に介護保険法施行規則が改正され、指定等に関する様式は、厚生労働大臣が定めた様式により行うものとされました。

## サービスの利用にはＧビズＩＤの登録が必要です

- Ｇビズ ＩＤアカウントの種類
  - Ｇビズ ＩＤプライム➤利用可（会社代表、個人事業主）
  - Ｇビズ ＩＤメンバー➤利用可（Ｇビズ ＩＤプライム取得組織の従業者）
  - Ｇビスエントリー➤利用不可（事業をしている方なら誰でも）
- 電子申請届出システム
  https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

## 登記情報提供サービス

- 登記事項証明書は、法務局が管轄する「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データでの提出で受け付けることとします。
- 取得した「照会番号」と「取得年月日」を電子申請の際に添付します。
- 登記情報提供サービス
  https://www1.touki.or.jp/

# ②　自己点検シート

- 自己点検シート
  https://www.city.satte.lg.jp/soshiki/kaigofukushi/1/kaigozigyou/14597.html

- 介護保険法に、介護保険サービス事業者は、サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、自ら提供するサービスの質の評価を行い、良質なサービスを提供することと定められています。幸手市から指定を受けている、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所については、自己点検シートをご活用いただき、少なくとも**年に1回**は自己評価を行ってください。運営指導は、自己点検シートに沿って行います。

| | |
|---|---|
| シート | 運営自己点検シート |
| | 加算自己点検シート |

# ③　公募

- 幸手市では、要介護者等が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域密着サービスの基盤整備をするため、令和９年３月までに事業を開始できる地域密着サービス事業者を公募します。

## 令和７年度に公募するサービス種別

- 看護小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（１か所ずつ）

幸手市全圏域
（東西どちらの圏域でも）

◆公募スケジュール予定◆

公募開始予定：令和７年７月１日（火）～
　　市広報紙　市ホームページ等で案内
　　募集要項配布　個別相談・質問受付
提出書類受付：令和７年９月１６日（火）～１０月３日（金）まで
書 類 審 査：令和７年１０月
選 考 者 決 定：令和７年１０月～１１月
運 協 諮 問：令和７年１１月
事 業 者 決 定：令和７年１２月
事 業 所 開 設：令和９年３月末まで（令和８年度中）

# ④ケアプランデータ連携システム

- ケアプランデータ連携システムは、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。
- 「ケアプランデータ連携システム」をご利用いただくことで、給付事務作業の削減が図れます。
- ６月１日よりフリーパスキャンペーンが始まり、ライセンス料のご負担なく始められるので、是非ご利用ください。

# 受講確認と問い合わせ先

- 受講確認

この集団指導の資料を確認していただいたら、集団指導受講確認アンケートにご回答ください。

この回答をもちまして「受講」とさせていただきます。

アンケートは事業所ごとにご回答ください。

回答は、メールにてお知らせした下記のURLからご回答ください。

https://logoform.jp/form/5uhu/1057158

- 問い合わせ先

幸手市介護福祉課事業所管理担当：0480-42-8444

メール：kaigo@city.satte.lg.jp

# ありがとうございました

地域の高齢者支援にご協力をお願いいたします